

☆保育サービス利用相談☆



子育て家庭のニーズに合わせて保育サービスをご利用いただけるように、情報の提供や相談・助言を 行います。

保育サービスには、認可保育所(園)、市立幼稚園、預かり保育、認定こども園、小規模保育事業、 事業所内保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て支援センター、 つどいの広場、子育てサークル、ファミリーサポートセンターなどがあります。



🅍 保育所入所の手続きはいつまでに必要ですか

途中入所の場合、入所希望月の前々前の末日までに申込みが必要になります。 次年度4月入所希望の場合、10月の一斉申込み期間内に申込みした方が一時調整となります。 期間外申込みについては、二次調整、三次調整となります。

🅍 フルタイムで働かないと認可園には預けられませんか

1ヶ月に64時間以上働く場合は預けることが出来ます。

🎌 認可園の空き情報が知りたい

毎月沖縄市のホームページに掲載しております。

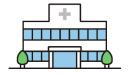
🅍 こどもが病気の時預ける所はありますか

保育所の通所の有無に関わらず、病気中または病気の回復期であるため集団保育等が困難な お子さんを、保護者の就労等の都合によって家庭での保育ができない時に一時的にお預かり します。(有料)

※生活保護世帯、非課税世帯の場合、利用料の免除を受けることができます。
免除申請は、利用前に沖縄市役所 保育・幼稚園課にお問い合わせ、お申込み下さい。
課税世帯の場合は、直接病院へお申し込み下さい。



中部徳洲会病院 小児健康支援センター TEL 098-932-1110



ちばなクリニック TEL 098-923-1710



| 保育所(園) 小規模保育園 認定こども園 | 園により7:00~19:00 または7:30~19:30 ※延長時間含む 夜間保育(8:00~24:00) 【保育時間】保育標準時間(最長11時間)保育短時間(最長8時間) 延長保育は別途料金発生します。 |
|----------------------------|---|
| 幼稚園(公立) | 8:15~14:00(弁当持参の木曜日は、13:00 まで) 預かり保育 ~18:30 |

🏰 保育所(園)、幼稚園、認定こども園の違いを知りたい

一番の違いは、所管している省庁が違うことです。

保育所

- *厚生労働省
- *保育所保育指針

認定こども園

- *内閣府
- *教育・保育要領

幼稚園

- *文部科学省
- *幼稚園教育要領

🏰 幼稚園では教育を、保育所(園)は保育だけを行っているのですか

多くの方が誤解をしているのが保育園や認定こども園では幼児教育を行っていないと思われて いることです。

平成29年度の法令改定で全ての教育・保育施設で教育を行うこととなりました。

所管省庁や制度の違いを除けば、内容についてはどこも違いはありません。

- *保育所(園)は、「幼稚園教育要領」と整合性が図られている「保育所保育指針」に基づいて 運営されています。
- *幼稚園は、「保育所保育指針」と整合性が図られている「幼稚園教育要領」に基づいて運営されています。
- *認定こども園は、「幼稚園教育要領」に基づく教育と「保育所保育指針」に基づいて運営されています。

🎌 認可保育所と認可外保育施設どうやって選べばいいですか

認可保育施設は国の基準を満たし、都道府県等により認可を受けているので安心感はあります。 一方で、認可外保育施設は認可保育施設にはない<u>独自教育</u>に力を入れているところもあります。 どちらの施設にもそれぞれ異なる良さがあるので、施設の特徴や保育方針など保護者自身で 確認する事が大切です。

☆ 無償化について知りたい

| 施設 | 無償化の対象 |
|---|--|
| 認可保育所(園) | 3歳児~5歳児全てのこどもたちの利用料 0歳児~2歳児は非課税世帯 |
| 地域型保育事業 | 0 歳児~2 歳児は非課税世帯 |
| 認定こども園 | 3歳児〜5歳児全てのこどもたちの利用料 0歳児〜2歳児は非課税世帯 預かり保育は保育の必要性の認定を受けた場合は対象 |
| 幼稚園 | 3歳児〜5歳児の全てのこどもたち(月額 25,700円) 預かり保育は保育の必要性の認定を受けた場合は対象 |
| 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業 | 保育の必要性の認定を受けた場合は対象 3歳児~5歳児:月額37,000円 0歳児~2歳児 非課税世帯:月額42,000円 |
| 企業主導型保育事業 | 無償化の対象となるためには、利用している企業主導型保育施設 に対し必要書類の提出を行う必要があります |
| 児童発達支援等 | 3歳~5歳までの利用料 問い合わせ先:健康福祉部 障がい福祉課 |

※園によって保育方針や開所時間なども異なります。その上で、各ご家庭の考えや状況に 合わせ検討して下さい。見学をおすすめします。

